

第1回「名古屋競馬のあり方懇談会」議事録

日時 平成16年4月27日(火) 14:02~16:00

場所 名古屋能楽堂

開会

副知事あいさつ

事務局より委員紹介

座長選出

議事開始

議題「(1)名古屋競馬のあり方懇談会の進め方等について」

名古屋競馬のあり方懇談会の進め方等について懇談会委員により以下のとおり決定。

懇談会の公開、非公開について

- ・愛知県の「審議会等の基本的取り扱いに関する要綱」第9条第9項で準用する同要綱第8条によるものとする。
- ・第9条第9項に定められているようにこの懇談会は、附属機関に類する会議に該当し、第8条の規定を準用する。
- ・第8条に基づき、この懇談会は、法令等又は条例により非公開とされていないので原則として公開する。
- ・ただし、「要綱」第8条(1)の愛知県情報公開条例第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して調査審議等を行う場合と、(2)の会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合に該当する場合で、この懇談会が会議の一部又は全部を公開しない旨を決定したときは、この限りでない。
- ・このため、各懇談会終了前に、次回の懇談会の公開、非公開について決定する。

懇談会の傍聴について

- ・別途座長が定めるところにより認めることとする。
- ・定員は10人以内とし、希望する方は、傍聴申込みにより申し込むこととする。なお、希望人数が10人を超えた場合は、抽選により決定する。
- ・傍聴席に入ることができない者に該当する方、傍聴人の守るべき事項を遵守することが出来ない方は、傍聴することはできない。

懇談会の議事概要について

- ・公平性、透明性を高めるため、非公開理由に抵触しない範囲で作成し、説明資料の名称とともに、ホームページで公表する。

懇談会の議事録について

- ・審議経過等が明確となるよう、個人情報などの不開示情報が記載されない形で、議

事の要旨を作成のうえホームページで公表する。

本日の懇談会について、非公開該当案件がないので、公開する旨決定

傍聴人入室許可、傍聴人着席

議題説明

: 事務局

議題「(2) 競馬制度の現状と地方競馬を巡る情勢について」の内、「日本の競馬制度について」以下のとおり説明。

中央競馬について

- ・昭和23年に制定された競馬法と、昭和29年に制定された日本中央競馬会法に基づき、日本中央競馬会、いわゆるJRAが中央競馬を実施している。
- ・日本中央競馬会は、特殊法人組織であり、競馬の開催の他、馬主・馬の登録、調教師、騎手の免許等の業務の他、ハード面、ソフト面のファンサービスや全国一本の広報、情報サービスを行っている。
- ・中央競馬の収益金の内、全体の売上の75パーセントを払戻金とし、残りの25パーセントのうち、10パーセントを第1国庫納付金として国庫に納付している。
- ・平成15年度は、中央競馬の馬券売上金約3兆円の10パーセントに当たる約3千億円が第1国庫納付金となっている。
- ・競馬場は全国に10か所、場外発売所は全国に33か所ある。
- ・このうち、東海地区は、競馬場が中京競馬場と場外発売所が名古屋尾頭橋のウインズ名古屋の2か所となっている。

地方競馬について

- ・昭和23年に制定された競馬法に基づき、各地方公共団体がそれぞれ競馬の開催を行っている。
- ・昭和37年には、各県ごとに行っていた馬主・馬の登録、調教師・騎手の免許、競走馬の育成及び騎手の養成等の業務について全国一本化され、特殊法人組織の地方競馬全国協会が設立された。
- ・地方競馬の施行者は、都道府県その他、地方競馬場が所在する市町村等に限定されており、それ以外の者は、勝馬投票券を発売して競馬を実施してはならないと規定されている。
- ・地方競馬の一つの目的は、地方財政への寄与であり、馬券売上の75パーセントを払戻金とし、全国団体の地方競馬全国協会と公営企業金融公庫へそれぞれ1.2パーセントづつ納付するとともに、その残りから開催経費を除いて剰余金が生じた場合に構成団体である地方公共団体の一般会計へ繰り出す仕組みとなっている。
- ・競馬場は、全国で24か所ある。この中で、中央競馬との共用は2か所、ナイター競馬は3か所。名古屋地区では、名古屋競馬場と中京競馬場の2か所となっている。ただし、中京競馬場は、中央競馬との共用で、現在、愛知県競馬組合の経営状況が厳しいため、平成14年度からは中京競馬場での名古屋競馬の開催は休止している。

- ・全国の施行者の数は59団体。このうち、名古屋競馬に係る施行者は、愛知県、名古屋市、豊明市の3団体である。

- ・全国の主催者の数は18団体。このうち13の一部事務組合の一つが、愛知県競馬組合である。

中央競馬と地方競馬の相違について

- ・中央競馬は豊かな資金力により、全国的に情報通信技術を積極的に活用し、土・日曜日を中心に全国展開し、売上を大きく伸ばしてきた。

- ・地方競馬は、中央競馬と比較すると資金力が乏しく、競馬場のある都道府県域でという規制の中で、中央競馬の土・日曜日開催との競合を避けて、平日を中心に、自己完結型のローカルな競馬を開催してきた結果、大きな差となっている状況であり、バブル経済の崩壊、生活・趣味の多様化、競馬ファンの減少等の影響を受け、中央競馬より地方競馬は厳しい状況となっている。

地方競馬の売上金の流れについて

- ・平成14年度を例にすると、全体の勝馬投票券・馬券の購入額から返還金を除いたものが売得金であり、これが全体で4,904億円という状況である。

- ・売得金の使途は払戻金が約75パーセント相当の3,639億円、地方競馬全国協会への交付金が平均すると約1パーセント相当で57億円、公営企業金融公庫への納付金が約1パーセント相当で50億円となる。

- ・これらを売得金から差し引くと、残りは1,158億円、23パーセント相当となり、この金額と、売得金以外の入場料等の収入301億円を合わせた1,459億円が各競馬場の開催経費に充当できる。

- ・実際の競馬開催費は、1,598億円かかるという状況で、差引きすると単年度収支差はマイナス139億円。したがって、その差引不足額を前年度の繰越金や繰上充用等という措置で穴埋めしているという状況が全体の地方競馬のお金の流れである。

「全国の地方競馬を巡る情勢について」以下のとおり説明。

地方競馬の売上げと入場者の推移について

- ・売上げは、平成3年度の9,862億円をピークに減少し、入場者数も平成3年度以降減少を続け、大変厳しい状況である。

- ・12年度、13年度の2か年は、すべての主催者が赤字、14年度は、4主催者が黒字となった他はすべて赤字である。

- ・最新の情報では、15年度は、3主催者が黒字との情報だが、まだ、未確定である。

地方競馬の抱える問題点について

- ・地方競馬は、現在、危機的な状況下であり、多くの主催者が収支の悪化に頭を悩ましている。

- ・地方競馬の抱える問題点の内、外的要因は景気の低迷等による消費の落ち込み、生活・趣味の多様化、中央競馬と地方競馬の二重構造、地方競馬ファンの減少と高齢化、主催者ごとに馬・施設・従業員を抱えている高コスト体質や、地方がバラバラにローカルな競馬を開催していること等が挙げられる。

- ・内的要因は、最近廃止する競馬場が増えているため、競馬関係者が強い閉塞感に陥

っている、経営改善の努力が限界に近い、平日の開催が主体であり新たなファン層の拡大ができない、資金力不足により、思い切った施設改善や運営の見直し等ができない、度重なる賞金カット等により、質の高いレースが出来にくくなっている等が挙げられる。

地方競馬の廃止又は撤退について

・昭和63年の和歌山県紀三井寺競馬場の廃止以来、しばらく廃止の動きがなかったが、平成13年度から15年度にかけて、6か所の主催者が廃止又は撤退している。

全国で競馬事業の廃止を検討している主催者の状況について

・現在は全国18の主催者があり、その内、外部委員等を加えた検討委員会を設置している主催者は11。さらに、目標年度で黒字化できない場合は、廃止の決断と表現している主催者は、北海道を始めとする6道県という状況である。

・6道県の具体的な検討状況については、

北海道は「15年度に条件をクリアしたので、16年度も継続。」

岩手県は「16年度に経営改善計画作成。17～18年度は継続。」

栃木県は「17年度末までに単年度の黒字を達成できなかった場合は、速やかに廃止すべき。」

群馬県は「15年度から今後2年間の間に、見通しが立たない場合は廃止を決断」

兵庫県は、園田競馬場と姫路競馬場の2か所があり、このうち姫路競馬場は

「17年度に存廃を検討。」

高知県はハルウラ効果で15年度黒字と聞いているが、

「16年度までの単年度黒字の見通しが立たない場合は廃止。」と聞いている。

国等の動向について

・地方競馬に関する研究会に本県は13年度から参加しているが、地方競馬を施行している全国の道県のうち、北海道を始めとする10道県で地方競馬に関する研究会を組織しており、国や国会議員、関係団体等に対して、毎年度、地方競馬の振興について要望を行ってきた。

・農林水産大臣の私的諮問機関である「我が国の競馬のあり方に係る有識者懇談会」が14年11月に設置され、延べ9回に亘って開催された。本年3月3日には農林水産大臣に報告書が提出された。この報告書では、「将来的な採算の見通しがつかない場合は、それぞれの主催者が責任をもって存廃を決断する必要がある。」とか「各主催者において、事業継続のメリット、デメリットを検討し、第三者意見の活用を図るなどして、将来の進むべき道を決断すべきと考える。」という提言が出されている。

・こうした中、農林水産省では、地方からの要望や自ら設置した有識者懇談会の提言等を受け、13年振りの「競馬法の一部を改正する法律案」を国会に上程した。本年度中に関係政省令の改正が行われ、来年1月1日に施行される予定であると聞いている。

・この一部改正案には、いろいろな評価はあるが、「地方競馬は、この機会を事業再建の最後の機会と捉え、最大限の経営改善努力をする必要がある。」とされている。

・法律改正の主な内容は、規制緩和の措置として、中央競馬と地方競馬の馬券の相互受委託発売が可能となるとともに、競馬の一部実施する事務等が一部民間委託が可能

となるという、事務委託制度の見直し。二つ目は、昭和36年に射幸心をあおるとい
う理由で中止されていた、重勝式勝馬投票法の導入。さらに、学生は勝馬投票券を買
えないとなっているが、この規定がなくなること。それから、入場料の緩和がされる
ということとなっている。

・また主催者の事業収支の改善促進を進めるということの財政支援措置が新たに行わ
れると言われており、一つ目には、認定競馬連携計画（ブロック化計画）、いわゆる
複数の主催者で、事業収支の改善を図る場合は、中央競馬会の資金を含めた地方競馬
全国協会の助成措置があるということ。二つ目は、単独の主催者で事業収支の改善を
図る場合は、交付金の一部を猶予する措置が図られると聞いている。

愛知県独自の動きについて

・15年度は、知事の国に対する提案・要望の中で、地方競馬の振興について、農林
水産省や地元国会議員に要望を行った。また、競馬組合においても要望を行った。

「全国の競馬以外の公営競技の状況について」以下のとおり説明。

・公営競技は、地方競馬のみの問題でなく、すべての競技において売上げが減少して
いる。

・15年度の公営競技全体の売上げは5兆6,223億円。対前年比が94.9パー
セントという状況である。競技別にピーク時と比較すると、中央競馬（暦年整理）は
平成9年がピークで、15年との比較では75.2パーセント。地方競馬、競輪、競
艇、オートレースは平成3年度がピークで、それぞれ15年度と比較すると、地方競
馬は45.1パーセント。あとは順に、50.3パーセント、48.6パーセント、
36.3パーセントという状況である。

・地方競馬だけではなく、公営競技全体が厳しい状況であることを理解してもらいた
い。

質疑

: 委員

競馬法の改正について、「ブロック化計画」と「地方競馬全国協会への交付金の一部
猶予」の説明があったが、両方が可能ではなくどちらか一方が可能であるということ
を現段階では聞いている。

それから、兵庫県競馬組合は、全体が黒字化を達成できない場合ではなく、姫路競馬
場が黒字化を達成できない場合、廃止の決断をするということを付け加えておきたい。

: 委員

地方競馬の現状はかなり厳しく、ここ数年で、6主催者が撤退や廃止をしており、数
字だけを見てしまうと非常に消極的になる。

今、国でも動きが見られているが、農林水産省の有識者懇談会の報告書を見ると、国
は事業努力という言葉を使っており、一生懸命やるところにはバックアップするが、や
る気のないところは速やかにやめてもらいたいという姿勢である。

しかし、競馬にも長年歴史があり、平成3年までには、かなりの黒字額が県や市に配
分されていた。そういう中で、ただ業績が振るわないから廃止するのはどうかと思う。

大切なのは主催者と関係者であるから、いずれ、調教師とか、馬主とか、騎手の方の声も聞かないといけない。やる気のあるところには、何とか力を貸してあげたい。

: 委員

数字だけを見ると、確かに廃止にすべきという議論が出てくると思う。競馬、特に地方では、現実には数字の示す様に入場者も減って、大変だとは思いますが、馬券を買う人には、生き甲斐というか、それを楽しみとしている人もいます。現段階で存続・廃止と結論づけないで、もっと、努力をして何とかして、馬券を買う楽しみを奪わないでほしい。

: 委員

平成13年、14年、15年にかけて廃止又は撤退の主催者がいくつかあるが、廃止・撤退したところがあれば、他の競馬場に人が流れて、その競馬場が潤うとか、何か効果が考えられるか。

: 競馬組合

それぞれ廃止した競馬場は、相当距離的に離れている。地方競馬の特長は地域限定型であるから、廃止した競馬場のお客さんが他の競馬場へ行くということは普通は考えられない。

: 委員

益田や中津のように廃止した競馬場も、その他の競馬場の場外施設として運営されているから、その部分の売上にはある意味、他の競馬場が潤っていると言えるかもしれないが、事実としては遙かに小さい数字である。農業のように、全般に過剰気味の場合、倒れるところがあると、残ったところが潤い、対応するということがあるかもしれないが、この世界は、そのようなことがなく、一般商品の世界とは違う。

ただ、関係者の一部、騎手や調教師が他場へ移ったりすることはあるが、これは、組織や人材面の事であり、売上面からいうと、どこかが潤うというものではないと思う。

: 委員

売得金の状況について、平成3年度をピークに15年度にかけて下がっているが、その要因は、不況の影響なのか。それとも、ファンが離れているか、地方競馬のファン層が年をとったという人口移動的な要因が大きいのか。この点につき検討されたことがあるのか。

: 事務局

入場者の数は減っていない状況であるが、個人の一人当たりの購入単価が非常に下がっている。これが一番大きな要因ではないかと思う。やはり、ファンの高齢化が起きているのではないかと感じている。

: 委員

そもそも地方競馬の目的とは何でしょうか。

: 事務局

実は、競馬法には、目的が書いてない。中央競馬においても日本中央競馬会法においては、趣旨が書いてあるが、その根拠となる競馬法には書かれていないのが実態である。

地方財政の寄与とか、畜産振興への寄与、国民に健全なレジャーを提供するという趣旨は競馬法が上程された国会での説明要旨から類推しているという状況であり、県としてもこのような理解をしている。

: 委員

競馬法の改正において、地方競馬をどういう目的にしていくのかという要望は出したのか。

: 事務局

目的が明記されていないのは、非常に困るので、地方財政の寄与や地方競馬の振興という立場から、目的を明記してほしいということも伝えてきている。

現在、競馬法の一部改正が国会で審議されているが、国は根本的な法律改正を行うと時間的に間に合わないということで、目的明記は、今回の一部改正には盛り込まれていない。

また、競馬法は刑法の違法性を阻却し、公に競馬ができるという規制法であるから、規制法の法律の趣旨を根本的に見直す作業を行うと、地方競馬の手助けが間に合わないとも言っている状況である。

: 委員

他県の懇談会や法律改正時のいろいろな説明によると、法律の目的については、明記できればそれに越したことはないが、逆に明記されないことで、それぞれの自治体がそれぞれの意義を見つけてやっていくことが可能ではないかというやりとりもあった。

やはり、自治体側でどういうものを求めていくのかということが重要ではないかと思う。

議題説明

: 競馬組合

議題「(3) 愛知県競馬組合の現状について」以下のとおり説明。

競馬事業の沿革について

- ・昭和23年7月に競馬法公布。同年9月、岡崎競馬場において県営の第1回競馬が開催された。
- ・昭和24年4月、愛知県、名古屋市による一部事務組合として名古屋競馬場管理組合が設立された。
- ・競馬法施行当時、同法第1条の規定に基づいて行う県内の地方競馬の施行は、戦災復興又は自然災害を指定事由として多くの市町村が指定を受けたが、競馬法の一部を改正する法律が2回に亘り施行され、地方競馬の施行体制が整備され、昭和43年度以降は、愛知県、名古屋市及び豊明市の3施行者のみとなった。
- ・昭和52年3月、海部郡弥富町に競走馬を一括管理調教する弥富トレーニングセンターが開所。
- ・昭和61年4月、開催体制の一元化のため、名古屋競馬場管理組合を改組し、愛知県競馬組合に名称変更。構成団体に豊明市が加わった。
- ・平成5年12月、名古屋競馬の開催時に、岐阜県の笠松競馬場で場外発売を開始。
- ・平成6年6月、中京競馬場の西入場門で場外発売を開始。
- ・平成8年1月、石川県の金沢競馬場での場外発売を開始。
- ・平成9年2・3月、広域の場間場外発売を実施。
- ・平成12年10月、弥富トレーニングセンター敷地内に場外発売所サンアール弥富

を開所。

- ・平成13年5月、三重県磯部町に場外発売所サンアール磯部を開所。
- ・平成14年4月、名古屋競馬公式ホームページを開設。
- ・平成14年5月、笠松競馬場専用場外発売所のシアター恵那での場外発売を開始。

愛知県競馬組合理約について

- ・「第1章 総則」第3条で組合の共同処理をする事務として、(1)競馬法に基づく関係団体の地方競馬の実施に関する事務、(2)名古屋競馬場の設置及び管理に基づく事務が定められている。
- ・「第2章 組合の議会」で、議員の定数は18人。愛知県議会議員8人、名古屋市議会議員8人、豊明市議会議員2人により構成されている。
- ・「第3章 組合の執行機関」第8条で管理者、副管理者、出納長及び副出納長。第9条の2より監査委員を置くことと定められている。
- ・「第4章 利益金の配分及び組合の経費」について定めがある。なお、利益金の配分の割合は、組合の発足時点での構成団体の競馬開催回数に応じた割合となっている。

競馬組合の事務及び組織について

- ・総務部には5課、業務部には3課、そして出納室が設置されている。
- ・職員について、平成16年度は38人で事業を執行している。
- ・競馬開催時に執務委員体制をとって実施している。開催執務委員には専任副管理者があたる。
- ・農林水産省の指導、監督のもとに、多数の関係者が関わって競馬が行われている。
- ・主催者が直接雇用する従事員は51人。関係者としては、馬主が357人、調教師が51人、騎手が30人、きゅう務員が181人である。
- ・競馬場施設について、名古屋競馬場は敷地面積が約21万9,000平方メートル。馬場の一周は、1,100メートル。観客施設はスタンド収容人員は、7,050人。弥富トレーニングセンターは敷地面積が約76万5,000平方メートル。練習馬場、厩舎・調教関係者の住宅、厩務員会館、騎手会館、馬事会館などが設置されている。

年度別公営競馬成績表について

- ・入場者については、昭和49年度がピークで、292万4,000人余。その後、減少傾向をたどっている。
- ・発売額についても、昭和49年度が最高で、735億2,500万円を記録。最近のピークは平成3年度で、608億3,000万円の売上げ。その後、落ち込んでいいる。平成15年度には216億700万円となっている。
- ・一般会計繰出金については、昭和58年度から平成3年度までと、平成6年度以降は繰出していない。今までの繰出金合計は618億円6,400万円で、この金額を愛知県、名古屋市及び豊明市、それぞれの一般会計へ繰り出している。

経営状況について

- ・名古屋競馬場管理組合と県市直営施行時は売上げも昭和49年度までは右肩上がり伸び、この時には過去最高である約735億円の売上を示した。しかし、その後は国民レジャーの多様化等の影響を受け、売上は右肩下がり減少し、経営状況が厳しくなってきた。

・愛知県競馬組合は昭和61年4月に発足した。発足してしばらくは、売上も順調に伸び、平成3年度には約608億円の売上を計上した。しかし、その後は、昨年度まで連続して単年度収支が赤字となり、平成8年度には基金も底をつき、以降、実質収支も赤字となっている。

・馬券売上と入場者数については、昭和49年度と平成3年度にそれぞれ馬券売上のピークがあり、以降、売上は右肩下がりで減少し続け、減少傾向に歯止めがかかっていない。平成15年度は、平成14年度より4日少ない136日の開催で、入場者数は99万1千人、対前年比92.9パーセント、馬券売上額は216億円余、前年度対比81.1パーセントと大きく減少している。また、1日当たりの比較では、馬券売上額は1億5,900万円で、対前年度比83.4パーセント。その結果、決算見込みの数字は約8億円程度の赤字を見込んでいる。全国の実績も入場者数、馬券売上額とも減少している。

・名古屋競馬の入場者及び馬券売上額について、場外での発売を増やしているため、年々場内比率が低下し、平成15年度には50パーセントを下回るようになった。

・単年度収支の推移と構成団体への配分金額について、単年度収支は、平成3年度までは、昭和63年度を除いて黒字だったが、平成4年度以降赤字が続き、平成3年に施設整備基金条例を制定し、余剰金を基金に積み始めたが、売上減に伴い経営状況が悪化したため、平成6年3月末に、残高26億6,900万円をもって財政調整基金に切り替えた。平成4年度及び平成5年度は、以前からの繰越金で赤字額を充当し、平成6年度からはこの基金を取り崩し赤字額を補填したが、この基金も平成8年度に底をつき、以降、累積赤字となっている。平成14年度末時点の累積赤字額は32億6,000万円。一方配分金は昭和60年度までに610億4,000万円の配分金を愛知県、名古屋市及び豊明市などに配分した。平成4年度には、4億8,000万円、平成5年度に3億4,000万円をそれぞれ配分したので、合計すると、618億6,000万円になる。

経営改善の取組について

・単年度収支が赤字となった平成4年度以降2回、当組合で改善計画を策定し、実施してきた。

・平成4年度から7年度までは、毎年度、その年度の経営改善目標を定め、売上の向上や経営の合理化に努めてきた。

・平成8年度から12年度までは、平成8年度に実質収支が赤字となったため、経営診断を実施し、この結果を受け、平成9年8月には、平成10年度から平成12年度までの「競馬事業経営の改善方策」を策定し、各種の売上振興策や経営合理化策を実施した。売上振興策のナイター競馬の実施以外の項目については全て計画どおり実施した。

・平成13年度から16年度までは、平成13年度に入っても売上状況が好転しなかったため、平成13年11月に、平成14年度から平成16年度までの3か年間の「新しい経営改善計画」を策定した。この計画は、早急に収支の均衡を図り、黒字化するという目標で、本年度は最終年度であり、現在、これに沿って売上振興策及び経営合理化策を実施しているが、馬券売上は減少傾向が続き、平成14、15年度とも収

支均衡に至っていない。

・具体的な改善計画の内容の基本的事項として、馬券売上額については、今後とも売上減少が続くという前提から各年度とも対前年比95パーセントで計算した計画を策定したが、実際には計画以上の落ち込みのため、平成16年度予算では平成15年度見込みの90パーセントで計上した。開催日数の削減については、不採算日での開催をとりやめ130日の開催とした。また、使用料が高いため、正月の中京競馬場での開催を休止し、名古屋競馬場での開催とした。魅力ある競馬の提供については、中央競馬や地方競馬との交流競走を増加させ、ファンに興味をもていただくレースの提供に努力した。小さな組織体制として、職員及び従事員を退職者の不補充等により削減することとした。

・売上振興策として、広域場間場外発売の拡大については、順次拡大し、平成15年度の実績は、冬季の金沢競馬場での発売を31日、岩手競馬場で5日発売した。電話投票の充実については、地方競馬共同在宅投票システム(Dネット)を年2回、共同で新規の会員を募集し利用者の拡大に努めている。特に、インターネットでの利用が可能のため、今後とも、利用者が増加するものと期待している。また、非開催日での場外発売の拡大にも積極的に取り組み、平成15年度の実績は134日であった。

・経営合理化策として、賞金・諸手当の見直しについては、平成13年度の37億4,000万円を平成16年度には20億8,500万円とする。また、自動発売機、払戻機を導入することで、人件費の削減につなげ、更に、開催諸経費も毎年度15パーセントカットし、節減に努めている。

・このように、売上振興策及び経営合理化策とも計画どおりの進捗となっているが、売上の減少傾向に歯止めがかからず、結果として単年度収支の改善となっていないのが現状である。

・平成16年度予算額の馬券売上収入は201億8,500万円。この額は平成3年度実績の33.2パーセントである。また、競馬開催日数を削減し、他地区の競馬の場外発売を年々増加させたことにより、その他収入が平成3年度の実績に比べ大幅に増加し310パーセントとなった。歳出については、歳入に見合ったものとなっており、平成8年度以降あらゆる経費の削減をしてきた。特に、人件費については、平成3年度の職員数66名を平成16年度には38名に、従事員については、691人を51人と大幅に削減した。

質疑

: 委員

ナイター競馬の実施ができないのは、どのような理由によるものなのか。

: 競馬組合

平成8年度に計画し、ナイター設備の照明等の経費捻出にも苦慮したが、一番大きな原因は、地元の詳細がいただけなかったということである。

ナイター競馬については、農林水産省への届出が必要であり、その前に警察との協議が整わなければならない。警察との協議には、地元の詳細をとった文書がないと協議ができないということとなっている。

: 委員

地元の了解がとれないのは、夜間開催で環境が悪くなったりするためか。

: 競馬組合

昼間の開催時、競馬場周辺はサラリーマンが非常に多いが帰宅するころにはいつも平穩になる。しかし、ナイターを開催すれば、そういった生活リズムが乱れるおそれがある。更には青少年の非行化に拍車がかかるとか、交通渋滞等の問題がある。

: 事務局

若干補足すると、違法駐車が増加、タクシーのバス停占拠、青少年の非行増加等の地域住民の方々の反対があったということを知っている。

: 委員

このような事に対して、どのような説得をしたのか。

: 競馬組合

「名古屋競馬場連絡協議会」において、競馬場周辺の3つの小学校の学区の住民代表と都合15回程度、各学区ごとに話をする機会を設けたが、なかなか合意が得られなかった。

: 委員

地元住民の不安については良く理解できるが、それに対してはどのような説得をしたのか。

: 競馬組合

バス停をタクシーが占拠するという事に対しては、タクシー乗り場を新設した。違法駐車には、警備員が廻って違法駐車がないようにするとか、夜間の照明や実況放送等については、外部の住民に漏れないようにするとか、大井競馬場や川崎競馬場という先進県を参考に住民と話し合った。

: 委員

他の地方競馬場において、ナイター競馬を実施したことによって、経営状況が改善されたという例はあるか。

: 事務局

大井競馬場はナイター完成後、1年目は売上が1.43倍、2年目が1.78倍で非常に伸びている。川崎はナイター完成後、1年目が1.02倍、2年目が1.24倍。旭川はあまり成績が伸びていないと聞いている。

: 座長

川崎はいつからナイターを行っていますか。

: 事務局

全国で3番目で、平成7年からです。

: 委員

名古屋競馬場の入場者が平成15年度で約99万人。隣県の笠松競馬場の入場者が97.6万人とほとんど変わらない数字がでていますが、後ろに背負っている人口規模や経済力を考えると、入場者の数がほとんど変わらないのは、笠松競馬が非常に効率的に入場者を集めているのか、あるいは、名古屋競馬が非常に非効率な形で入場者を集めているのか。

: 競馬組合

入場者とは、名古屋競馬も笠松競馬も場外の入場者も含んだ数字で、笠松競馬とは平成5年から場間場外でお互いの馬券を発売している。現在は、笠松競馬の名古屋場外の入場者が非常に多いという状況である。

: 委員

統計的に地方競馬においては、年齢層別にどの程度の高年齢層がいるのか。また、男女の比率等の数字が、名古屋競馬場でなくても結構なので、あれば教えてもらいたい。

: 事務局

中央競馬の平均年齢は、平成3年が42.7歳。13年が48.8歳というように高齢化している。

地方競馬の平均年齢は、中央競馬のような正確なデータはないが、大井競馬場を除く競馬場の平均で、13年のデータでは、中心になるのが60歳以上で46.4パーセント。60歳以上が約半分というデータがある。

ちなみに、大井は60歳以上が16.2パーセントとなっており、若い人が来ているという状況である。

: 委員

全国の競馬場を廻ってきたが、確かに年長者の方が多くなったというイメージはあるが、大井へ行くと、最近の平日のナイターでは、サラリーマンやOLが多いし、その他の競馬場でも大きなレースの時は本当に若い人が多い。

武豊騎手とオグリキャップが出てきた頃が一番ピークで、当時は若い人がかなり競馬場に来ていたが、今は潮が引いたように若い人がいなくなっている。当時の若者が、今や35~40歳ぐらいになっているからだと思う。

今、競馬場に来ている人は高年齢だが、今の若者が35歳くらいになると競馬場に来るようになると思う。競馬場に一番多く来ているのは、子供が大学を卒業した人たちで、週末のレジャーとして非常におもしろく感じられる世代なのでしょう。入場者が減ってなく売上が落ちているのは、一人の購買額がかなり落ちているからだと思う。

地方競馬についても、廃止された上山競馬の最後の日を見たが、まだまだ、ファンはたくさんいるなと感じた。また、ひとところに比べると、健全なファンが増えている。少ない小遣いで競馬をレジャーやスポーツとして楽しもうというお客さんがかなり増えているからだと思う。私は、高齢化について、あまり心配してなくて、今の若い人がある時期になれば競馬場に来るという見方をしている。

: 委員

経営計画改善に魅力ある競馬の提供とあるが、魅力あるというのは何をもち、魅力があると認識しているのか。

: 競馬組合

魅力ある競馬とは、一言で言うと強くて有名な馬を通して競馬をやることである。そういう意味で始まったのが、ダートグレード競走というレースであり、中央の強くて有名な馬に有名な騎手が乗るのに対して、地方側の代表馬が戦う。中央と地方の強い馬同士の交流戦を行うということが、魅力ある競馬ということになる。

議題説明

議題「(4) 今後の名古屋競馬のあり方懇談会について」

次回については、名古屋競馬場において競馬の開催状況等を視察し、その後、馬主協会などの競馬関係者からヒアリングを行う。これらの内容は、運営要領第1の(1)で定める非公開の理由には当たらないため、公開する旨決定。

: 委員

この委員会の目的は何であるかという点、やはり、地方競馬の存廃に関する重大な結論を出すわけだから、その視点をどこにおくのかという点が一番重要だと思うが、その点、全く度外視されている。

賭博という言葉は法律用語では賭事、博戯であり、結論が全くわからない偶然の輸贏によって結論がでる経済行為で無効である、ということが賭事、博戯を律している刑法の条文に書かれている。

つまり、競馬というのは、賭事、博戯、すなわち、賭博という大前提で議論するのか。それとも、新しいレジャーの一種であるという視点で議論するのかということ併せて考えて、どのように議論してほしいのかという説明を、今日でなくても結構なので、いつかお願いしたい。

: 座長

競馬をどのような視点で議論するか、事務局は一度整理をしていただくことをお願いします。

副知事あいさつ

閉会